

9/26
9/19

相次ぎ「違憲」訴訟も

慶大名誉教授ら提訴方針

元最高裁長官や憲法学者らから「違憲」の指摘が相次いだ安全保障関連法の成立を受け、今後は同法が違憲かどうかの判断を裁判所に求める訴訟が相次ぐことになる。

立憲ネットワークなどとも連携し、さらに委任状を増やしたいとしている。

弁護士で慶応大名誉教授の小林節氏は、憲法前文と九条が保障する「平和的生存権」（平和のうちに生存する権利）を侵害され、精神的な苦痛を受けたことへの慰謝料を求める国家賠償請求訴訟（違憲訴訟）を起す。小林氏は六月の衆院憲法審査会の参考人質疑で安保法を「憲法違反」と指摘した憲法学者の一人。公布から六カ月以内とされる施行日以降に提訴する方針。

集団的自衛権の行使を容認した昨年七月の閣議決定をめぐっては、三重県元職員らが憲法違反だとして訴訟を起こした。だが、判決は「閣議決定による具体的な権利侵害がない」として、憲法判断には至らず、事実上の「門前払い」とした。

これまでの判例では、裁判所が法律や行政の行為が違憲かどうかを判断するには、まず具体的な問題や事件があることが前提で、具体的な争いの中で違憲か合憲かを判断してきたためだ。

小林氏は「法律が施行されたその日から、われわれは戦争の危険のある国に暮らすことになり、初めて具体的な被害が生じる。裁判官に良心に従って判断してもらえるよう、学説を根拠に堂々とした憲法訴訟を起こしたい」としている。

三重県松阪市の山中光茂市長らは年内にも同様の訴訟に踏み切る。自らが代表を務める同市の市民団体「ピースウイング」は、東京や東海地方にも支部の設立が相次ぎ、委任状は五百人を超えた。超党派の地方議員グループ「自治体議員